



ながのけんインフォメーション

相談

無料で弁護士に相談することができます

9月1日(木)から、長野県に住んでいる外国人のみなさんが困ったときに、無料<=0円>で弁護士に相談することができます。(1回目の相談)

相談することができる人

長野県に住んでいる外国人で、次の人

- 日本国籍を持っていない人
- 日本国籍を持っていて、外国語での通訳が必要な人



内容

1回目の弁護士への相談が、無料でできます

受付の場所

長野県多文化共生相談センター

電話：026-219-3068 または 080-4454-1899

その他

- 受付のときに、多文化共生相談センターの相談員が、弁護士に相談したいことを聞きます。
- 2回目の相談は、お金がかかることがあります。

相談

無料の相談会を行います

長野県多文化共生相談センターでは、外国人のみなさんのための、無料の相談会を行います。弁護士などの専門家にも、無料で相談することができます。(予約をしてください。)

市町村	日にち	時間	場所
小諸市	10月4日(火)	午前10時から午後3時まで	小諸市役所 2階 会議室
伊那市	10月11日(火)	午前10時から午後3時まで	伊那市役所 1階 多目的ホール
塩尻市	10月20日(木)	午前10時から午後3時まで	保健福祉センター 3階 市民交流室
佐久市	11月1日(火)	午前10時から午後3時まで	佐久市役所 8階 大会議室
千曲市	11月5日(土)	午前10時から午後3時まで	千曲市役所 3階 301会議室

※日にちや場所が変わることがあります。

詳しい情報は、長野県多文化共生相談センターのホームページを見てください。

0円

1 WEB から抗原定性検査キットを申し込むことができます

長野県に住んでいる、次の人は、WEB から抗原定性検査キット<=COVID-19 かどうかを検査するキット>を申し込むことができます。

申し込むことができる人

次の全部にあてはまる人で、病院で検査を受ける予定がない人

- ① 申し込むときの年齢が、20歳～49歳の人
- ② 熱がある、せきが出る、のどが痛い、などCOVID-19のような症状がない人
- ③ 2回以上のワクチンを打った人
- ④ 重い病気にかかっていない人
- ⑤ 妊娠<=お腹に赤ちゃんがいる>していない人
- ⑥ いっしょに住んでいる家族全員が、住民税<=県や市町村に払う税金>を払っていない人



気をつけてほしいこと

- ・申し込んでから1～2日で、検査キットが届きます。
- ・検査キットをほかの人に売ったり、あげたりすることは、絶対にしないでください。
- ・検査キットは、一人1回だけ申し込むことができます。
- ・一人1個だけ、申し込むことができます。

申し込みの方法

右のQRコードを読んで、WEB から申し込んでください。(日本語)
受付時間は、毎日午前8時から昼12時までです。



申し込みはこちら
(日本語)

2 検査キットで陽性になった人へ

検査キットで陽性になった人は、WEB から「陽性になったこと」の申請をすることができます。

申請することができる人

「1 WEB から抗原定性検査キットを申し込むことができます」の①～⑤にあてはまる人

申請の方法

下のQRコードを読んで、WEB から登録してください。(日本語)

長野市に
住んでいる人



松本市に
住んでいる人



長野市・松本市
以外に
住んでいる人



詳しい情報は、長野県のホームページを見てください。



「長野県多文化共生相談センター」では、生活での困ったことなどを、15の言語で相談することができます。(無料)

☎026-219-3068 / 080-4454-1899 ホームページ: <https://www.naganoken-tabunka-center.jp/>

